

特定再開発建築物等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（措法47の2、68の35、旧措法47の2、68の35）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（三十二） 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定再開発建築物等の区分	1	47条の2第3項()号 68条の35第3項()号 平()旧47条の2第3項()号 平()旧68条の35第3項()号	47条の2第3項()号 68条の35第3項()号 平()旧47条の2第3項()号 平()旧68条の35第3項()号	47条の2第3項()号 68条の35第3項()号 平()旧47条の2第3項()号 平()旧68条の35第3項()号
特定再開発建築物等の種類等	2			
特定再開発建築物等の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
新築して、最初に事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{10 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{10 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{10 \text{ 又は } 50}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
事業の施行される土地の区域の面積等	13	m ²	m ²	m ²
公共施設面積割合	14	%	%	%
所有権又は借地権の共有者の数	15	()	()	()
都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用	16	円	円	円
国土交通大臣の証明年月日	17	平・	平・	平・
特別特定建築物の床面積	18	m ²	m ²	m ²
増改築に係る部分の床面積	19	m ²	m ²	m ²
適合昇降機の設置状況	20			
雨水貯留容量等	21	(特定都市河川流域・その他) m ³	(特定都市河川流域・その他) m ³	(特定都市河川流域・その他) m ³
浸透性舗装の面積	22	m ²	m ²	m ²
その他その資産が特定再開発建築物等に該当する旨の事項	23			

特別償却の付表（三十二）の記載の仕方

- 1 この付表（三十二）は、青色申告法人又は連結法人が次の(1)から(5)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定再開発建築物等の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (2) 平成24年改正前の租税特別措置法（以下「平成24年旧措置法」といいます。）第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (3) 平成23年6月改正前の租税特別措置法（以下「平成23年6月旧措置法」といいます。）第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (4) 平成21年改正前の租税特別措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》
 - (5) 平成19年改正前の租税特別措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項《特定再開発建築物等の割増償却》なお、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定再開発建築物等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「特定再開発建築物等の区分1」は、その資産が1の(1)から(5)までの各号のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平()」内に該当年数を記載してください。なお、「()号」内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 4 「特定再開発建築物等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、特定再開発建築物等の種類、構造、細目等を記載します。
- 5 「取得価額7」には、その特定再開発建築物等を含む建物若しくは建物附属設備の全体の取得価額又は対象となる機械及び装置の取得価額を記載します。
- 6 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、特定再開発建築物等に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 7 「同上に係る普通償却限度額9」には、特定再開発建築物等に該当する部分の取得価額に係る普通償却限度額を記載します。
- 8 「割増償却率10」の分子は、次の特定再開発建築物等の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 平成17年4月27日以後に取得等をした都市再生整備事業により整備される建築物のうち一定のもの又は都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「50」
 - (2) 上記(1)以外のもの…「10」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定再開発建築物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の(13)欄から(22)欄までの各欄は、1の(1)から(5)までの規定に掲げる特定再開発建築物等の区分に応じ、該当欄に次により記載します。
 - (1) 「事業の施行される土地の区域の面積等13」には、次に掲げる面積等を記載します。
 - イ 租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の5第2項第1号に規定する事業区域（以下「事業区域」といいます。）内の建築物の地上階数又は延べ面積
 - ロ 平成23年6月改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成23年6月旧措置法令」といいます。）第29条の5第4項第1号に規定する整備事業区域（以下「整備事業区域」といいます。）の面積及び整備事業区域内の建築物の地上階数又は延べ面積
 - (2) 「公共施設面積割合14」には、事業区域内又は整備事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域又は当該整備事業区域の面積に占める割合を記載します。
 - (3) 「都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額16」には、措置法令第29条の5第2項第3号及び平成23年6月旧措置法令第29条の5第4項第2号ハに掲げる都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額を記載します。
 - (4) 「国土交通大臣の証明年月日17」には、租税特別措置法施行規則第20条の21第2項若しくは第3項に規定する証明書の証明年月日を記載します。
 - (5) 「特別特定建築物の床面積18」には、措置法第47条の2第3項第3号、平成24年旧措置法第47条の2第3項第3号又は平成23年6月旧措置法第47条の2第3項第4号に規定する特別特定建築物の床面積を記載します。
 - (6) 「増改築に係る部分の床面積19」には、特別特定建築物の床面積について、措置法第47条の2第3項第3号、平成24年旧措置法第47条の2第3項第3号又は平成23年6月旧措置法第47条の2第3項第4号に規定する計画が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第9条の増築又は改築に係るものである場合に、その増改築に係る計画に記載されたその増改築に係る部分の床面積を記載します。
 - (7) 「適合昇降機の設置状況20」には、措置法令第29条の5第4項第2号又は平成23年6月旧措置法令第29条の5第6項第2号の要件を満たす昇降機の設置状況を記載します。
 - (8) 「雨水貯留容量等21」には、雨水貯留浸透施設の所在地が特定都市河川流域に該当する場合は「特定都市河川流域」を、その他の区域である場合は「その他」を○で囲むとともに、措置法令第29条の5第7項第1号又は平成23年6月旧措置法令第29条の5第9項第1号に規定する容量を記載します。
 - (9) 「浸透性舗装の面積22」には、措置法令第29条の5第7項第2号又は平成23年6月旧措置法令第29条の5第9項第2号に掲げる浸透性舗装の面積を記載します。
- 11 「その他その資産が特定再開発建築物等に該当する旨の事項23」には、その資産が雨水浸透阻害行為に係る対策工事により取得等をした雨水貯留浸透施設でないこと、その他特定再開発建築物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。